

山梨県公報

号外第二十号

令和元年

八月三十日

金 曜 日

目 次

- 規 則
○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
人事委員会
○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第八号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「道路管理監」の下に、「情報通信幹」を加える。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月三十日

山梨県人事委員会

委員長 井 出 與五右衛門

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二イの表5級の項2中「政策補佐、自動車管理事務所長、工事検査員、換地管理員」を「自動車管理事務所長、情報通信幹、換地管理員、工事検査員」に改め、同表6級の項4中「政策補佐、工事検査員又は換地管理員」を「換地管理員又は工事検査員」に改める。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番